

(別紙)

教育支援センター運営事業 審査基準

業務名：令和6年度～令和8年度教育支援センター運営事業業務委託

1 書類審査及び提案審査の方法

(1) 書類審査

当該業務に対して実績等を評価し点数化する。

なお、審査は提出資料を基に事前に事務局が行う。

(2) 提案審査

当該業務にあたり、提案書の各項目についての評価に応じて点数を付与する。

なお、審査はプレゼンテーション時に選考委員が行う。

2 受託者（優先交渉権者）の特定方法

教育支援センター運営事業業務委託に係る受託者選定のための選定委員会（以下「委員会」という。）において提案審査の各項目を審査し、書類審査との合計である総合評価点数が満点の6割を上回っている法人のみを選定の対象とする。そのうえで、最高評価点を付けた委員数が最も多い法人を優先交渉権者、次点を次点交渉権者として選定する。

なお、最高評価点を付けた委員数が最も多い法人が2者以上ある場合は、各委員の評価点数を合計した点数が最も高い法人をもって決定とする。

また、提案者が1者のみの場合にも選考会は実施する。当該提案者を最優秀提案者とし、除外対象となった場合には再度公募を実施するものとする。

3 審査方法

(1) 評価項目

評価項目毎に定める得点を付与する。項目の配点は次のとおりとする。

評価方法	評価項目
	ア 法人について
書類審査 (20点)	(ア) 法人概要及び不登校支援に対する考え
	(イ) 不登校支援の実績
	イ 事業実施体制について
提案審査 (40点)	(ア) センター長（運営責任者）は、教育支援センターを運営するための十分な知見や実績を有しているか。
	(イ) 支援員は、不登校支援の実績を有し、教育活動及び不登校について適切に理解しているか。
	(ウ) センター長及び支援員が休んだときのバックアップ体制は十分か。

(別紙)

	(エ) センター長及び支援員の採用方法・採用基準及び労働条件等は適切か。
	(オ) センター長及び支援員に対する研修制度（内容、回数及び実施体制等）は充分か。
	ウ 業務内容について
提案審査 (40点)	(ア) 支援対象者が目標や活動内容を自ら判断・決定し、また、支援対象者の多様なニーズを満たすことができるよう活動が工夫されているか。
	(イ) 支援対象者が人とかかわり、繋がるための体験的な活動や、社会性を育み、達成感を得る機会を提供するための活動が行われるよう工夫されているか。
	(ウ) 支援対象者が抱える不安や悩みについて適切に面談を実施したり、欠席が続く支援対象者をフォローしたりする体制が整えられているか。
	(エ) 支援対象者の支援業務において、支援対象者が安心感を得て居場所として適切に利用できるよう工夫されているか。
	(オ) 保護者との連携業務において、保護者面談が設定されるなど、充実した保護者支援が計画されているか。
	(カ) 支援対象者の在籍校、市教育委員会及び他の磐田市教育支援センターとの連携や協力が適切に図れるよう体制が整えられているか。